

高砂市奨学金支給申請について（令和元年度）

この制度は、高等学校（特別支援学校の高等部及び高等専門学校等）に在学し、経済的理由により修学困難な人に対して奨学金を支給するものであり、本市の発展に寄与する人材の育成、教育の機会均等を図ることを目的としています。

1 申請資格

- (1) 高砂市内に住所を有していること。
- (2) 高等学校、高等専門学校等に在学していること。
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当すること。
 - ① 生活保護世帯
 - ② 「平成30年中の所得金額」の世帯全員の合計が下記の基準以下であること。

(単位：円)

世帯構成人員 (家族全員の人数)	2 人	3 人	4 人	5 人	6人以上 1人増すごとに
平成30年中の 所得金額の合計 (家族全員の合計)	838,000	1,266,000	1,505,000	1,733,000	266,000円を 加算

* 生計を同一にしている方で所得のある人の合計となります。

- ③ ①、②以外の世帯で世帯主の死亡等により経済的に修学が困難と認めた者
※修業年限については全日制は3年とし、定時制・通信制は4年をこえていないこと。
※他の奨学金の申請と重複してもかまいません。

2 申請手続

申請者は下記の書類を、生徒が在学する学校の学校長を経由して、高砂市教育委員会に提出してください。

- (1) 高砂市奨学金支給申請書（様式第1号）別紙 含む
- (2) 高砂市奨学生推薦書（様式第2号）
- (3) 高砂市奨学金支払金口座振替申出書
- (4) 申請書の記載事項を証明する書類（所得証明書に限る。）

* 生活保護世帯は、生活保護証明書を提出してください。

* 生計を同一にしている家族全員の平成30年中の所得金額の合計が判断基準となります。
(同じ世帯の人は生計同一とみなします。)

平成30年中の所得がなかった人でも所得0で証明書が発行されますので、申請時に必ず、家族全員（乳幼児・学生以外）の所得証明書を添付してください。

家族全員の所得証明書が揃わなければ、審査できませんのでご留意願います。

* 世帯確認のため、家族全員の保険証や住民票の提出をお願いする場合があります。

3 提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 **令和元年6月10日（月）必着**

※ 上記の提出期限は教育委員会への提出期限です。

※ 提出期限を過ぎても受付はいたしますが、支給開始は教育委員会が受領した月（6月以降から）になります。

(2) 提出先・問合せ先

〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市教育委員会 教育部学校教育室 学務課

Tel (079) 443-9053 (直通)

4 奨学金の額

生徒1人につき月額 8,000円

5 支給期間

申請のあった日の属する月からその生徒の学年の修了する月まで支給します。

ただし、令和元年6月10日までに申請した場合は、平成31年4月分から支給します。(申請は毎年必要です。)

6 各様式の記入上の注意事項

(1) 高砂市奨学金支給申請書(様式第1号)別紙含む【申請者本人が記入】

①「家族の状況」の欄中「前年の所得金額」は、所得証明書の「平成30年中の所得金額」を記入してください。

②「奨学金支給申請理由」の欄は、重要な項目ですので、家庭の特殊事情(経済的な事情)を特に詳しく記入してください。

③「連絡先」の欄中勤務先には、電話番号のほか勤務先名も記入してください。

(2) 高砂市奨学生推薦書(様式第2号)【学校が記入】

「推薦理由及び人物、家庭状況に関する所見」の欄は、なるべく詳しく記入してください。

(3) 高砂市奨学金支払金口座振替申出書

住所、名前欄には、申請者名(保護者)を口座名義人には、申請者(保護者)名義もしくは、生徒名義で記入してください。

(4) 所得証明書

市役所本庁舎1階の証明発行窓口又は各市民サービスコーナー及び各市民コーナーで、所得のある人全員の平成31年度所得証明書(平成30年中の所得)を発行してもらってください。

※なお、平成31年度所得証明書は、5月21日以降に発行の見込みです。

(5) 生活保護証明書

市役所西庁舎1階の生活福祉課保護係で発行してもらってください。